

栃木市 特定教育・保育 利用者負担額(保育料)

【対象施設：保育園、小規模保育事業、認定こども園(保育園部分)】

(保育料に適用される年齢は、4月1日時点での年齢となります)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (上段:保育標準時間認定) (下段:保育短時間認定)
階層区分	定 義	3歳未満児
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親世帯	(円) 0
第2階層	第1階層に該当する世帯を除き、市町村民税が非課税の世帯	0
第3階層	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割が非課税の世帯	4,800 (4,800)
第4階層	第1階層から第3階層までに該当する世帯を除き、市町村民税の所得割が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 8,700 (8,500)
第5階層		48,600円以上 77,200円未満 12,000 (11,700)
第6階層		77,200円以上 97,000円未満 18,600 (18,200)
第7階層		97,000円以上 133,000円未満 31,200 (30,600)
第8階層		133,000円以上 169,000円未満 36,000 (35,300)
第9階層		169,000円以上 235,000円未満 42,600 (41,800)
第10階層		235,000円以上 301,000円未満 48,000 (47,100)
第11階層		301,000円以上 397,000円未満 53,000 (52,100)
第12階層		397,000円以上 57,000 (56,000)

※算定に使用する市県民税は、4月から8月までにあつては前年度分の、9月から翌年3月までにあつては現年度分の税額を適用します。

※寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額 控除は、適用されません。

※保護者(父母)の市町村民税が共に非課税の場合、同居祖父母のどちらかの市町村民税が保育料の算定基礎となります。